

Bーステッキ直状 取扱説明書

この度は、当ステッキをお買い求めくださいますと誠にありがとうございます。
下記の取扱説明をお読みくださいますと、正しく御愛用くださいますようお願い申し上げます。

*****必ずお読みください*****

製品に貼り付けてあるSGマークは、購入から3年間、製品安全協会が保証する被害者救済制度の保証をする印ですので製品からはがさないでください。剥れた場合も製品にテープ等で固定しておいてください。

SGマークに関して詳しくは、裏面をお読みください。

★この取扱説明書は大切に保存してください。★

【特徴】

- ◆ アルミニウム軽合金製で軽くて丈夫です。
- ◆ パイプの表面は丈夫なアルマイト加工を施してあります。

【寸法調整の方法】

- ◆ 正しい寸法を決めて、パイプカッターか金鋸で切断してください。

【正しい寸法の決め方】

- ◆ 杖先を握り手と同じ側の足先 外約20cmに置き、肘が30～40度屈曲した状態が適当な長さの目安です。
- ◆ 正しい寸法については医師や、各種療法士等の専門アドバイザーの方にご指導を仰いでください。(図A参照)

【製品の規格】

全長 92cm(切断可能範囲 0～60cm 図B参照) 適合する先ゴム:内径 19mm 座金入り

【使用上の注意】

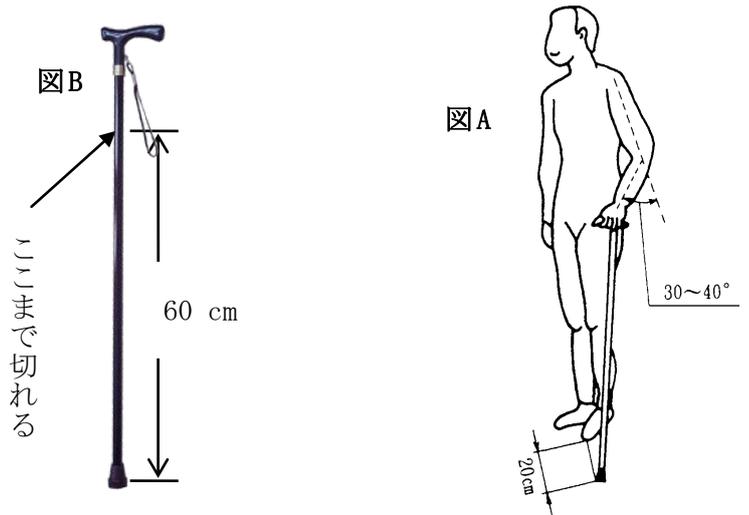
- ◆ 上記【正しい寸法の決め方】を参考に身体に合った寸法で御使用ください。
- ◆ 当杖は、『つえ』なしで自立歩行できる人が、より安定して歩行できるよう補助的に使用するものです。次の①②に該当する場合の使用には適しません(体重をかけすぎたりすると、かえって肩や手を痛めることもあるからです)。又、購入後次のような状態になった場合は使用を停止すべきです。
 - ① つえなしでは歩行できない方(手すりに伝わらなければ歩行できない方、介助者に手伝ってもらわなければ歩行できない方が含まれます。)
 - ② リハビリ中などのように、体重の一部を支えないと歩行できない方。ただし、医師などの指導の下での使用は含みません。
- ◆ 不適當な寸法の杖を使用すると、正しく歩行できないばかりか、体に不都合が生じる場合が有りますので、歩行並びに取扱いには医師及び専門のアドバイザーの指導に従ってください。
- ◆ 握りにガタつきが有る場合は使用を中止してください。
- ◆ 支柱の真上に荷重が掛かるように握って使用してください。(裏面図C参照)
- ◆ その他、異常音や不都合が生じた場合は使用を直ちに中止して専門家に点検してもらってください。
- ◆ 先ゴムが破れたり摩耗したりしている場合は、サイズの合った新しい先ゴムと早めに交換してください。(先ゴムはきちんと底まで差し込んで装着してください。)
- ◆ 濡れたり凍結した床面・路面等滑りやすい場所での使用は、十分注意してください。
- ◆ 杖先が嵌まり込むような溝や窪みがある路面での使用は、杖の破損や、使用者の転倒につながりますので十分注意してください。
- ◆ ストラップの紐は、安全の為、強く引っ張ると金具から抜けるようになっています。
- ◆ 用途以外(登山・護身用等)に使用しないでください。
- ◆ 1人専用の目的のもので、多人数で使用しないでください。
- ◆ 使用後の手入れは、乾燥させてきれいに清掃してしまってください。但し、長時間使用しない場合は、高温直射日光を避けて保管してください。

株式会社 赤 井

〒558-0011 大阪市住吉区菟田8丁目11番19号
お問い合わせ、御相談はお客様相談室 06-6608-0562

全長:全長 92cm(切断可能範囲 0～60cm)
重量:約 330g 図B参照
材質 握り:ABS樹脂
支柱:アルミ軽合金
台湾製

交換用先ゴムの内径:19mmφ(要座金)



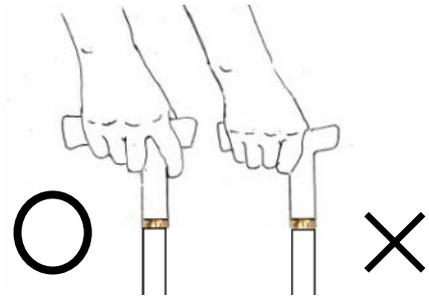


図 C



〒110-0012

東京都台東区竜泉 2-20-2

ミサワホームズ三ノ輪 2F

一般財団法人 製品安全協会

★SGマーク制度について

(財)製品安全協会では、前述のように、構造・材質・使い方などからみた、生命または身体に対して危害を与えるおそれのある製品について、安全な製品として必要な認定基準を学識経験者、消費者、製造事業者、販売事業者、試験検査機関、官公庁等の代表の方がたの意見にもとづいて作成しています。このときに最新の技術の動向や実際の事故の情報を反映しています。

この基準に適合した製品にのみSGマークが表示され販売されます。

そして、このSGマークが表示された製品に万が一、欠陥があり、その欠陥によりけがなどの人身事故が起きた場合には賠償措置を実施します。これがSGマーク制度の特徴で、製品の安全性の確保から、万が一の人身事故に対する賠償まで、皆さまに安心してお使いいただくための目じるしとなっています。

★万一、事故が起きた場合は

SGマーク表示製品の欠陥により人身被害が生じたと認められる場合は、(財)製品安全協会が次の3点について調査・検討の上、被害者一人につき1億円を限度に損害賠償措置を実施します。さらに、死亡又は後遺障害を伴うような重大事故については、とりあえず60万円の一時金を被害者等に支払うことができます。(ただし、事故が明らかに消費者側の一方的な過失もしくは誤使用に基づくような場合は除きます。)

(損害賠償についての調査ポイントは)

1. SGマーク表示製品に欠陥があったかどうか。
2. 被害者の人身事故が、SGマーク表示製品の欠陥によって起きたかどうか。
3. どの程度の損害が発生したか。

(賠償措置の手続きは)

1. 製品の欠陥により事故が起きた場合は、すぐに(財)製品安全協会へ連絡してください。
(03-5808-3300)
2. 事故発生届等を提出していただきます(原則として60日以内)。
3. 事故の状況を伺うとともに、事故品について欠陥があったかどうかの判断をするために必要な調査や試験を行います。
4. 上記の申出内容や調査結果を検討して、賠償措置を実施するかどうかを決定して通知します。
5. 賠償措置を実施することとなったときは、賠償措置実施請求書及び損害を立証する資料等を提出していただき、損害額の算定等を行って示談を行うこととなります。

★取扱説明書をよく読んで、正しく使いましょう。

SGマーク表示製品は安全性が高く、安心してお使いいただけるものですが、これらの製品も使い方を誤ると思わぬ事故につながる場合があります。

製品に添付されている取扱説明書をよく読んで、製品の使用目的にあった正しい使い方をすることが、事故を未然に防ぐ大きな要素です。

製品に添付されている取扱説明書は、すぐに捨ててしまわないで、必ず保管しておいてください。